

**【令和4年度】**  
**東美濃周遊旅行商品助成事業 実施要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、東美濃歴史街道協議会（以下、「協議会」という。）が、岐阜県東美濃地域（多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、御嵩町）の観光資源の魅力を最大限活用し、東美濃地域へのさらなる観光誘客を促進するため、観光資源のブランド化や周遊性に配慮された旅行商品の造成・販売を支援する目的で交付する助成金について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業者)

第2条 助成金の対象となる事業者（以下、「対象事業者」という。）は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けた事業者とする。

(助成対象となる旅行商品)

第3条 事業の対象となる旅行商品は、次の要件を全て満たすものであること。

- (1) 東美濃地域を主たる目的地とし、東美濃地域内の2市町以上の観光施設等を周遊するツアーであること
- (2) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第4項に規定する「企画旅行契約」に基づく「募集型企画旅行」又は「受注型企画旅行」であること
- (3) 旅行商品の送客人員が13名以上の旅行商品であること（乗務員・添乗員等を参加人数から除く実績ベース）
- (4) 東美濃地域内においての周遊は貸切バスを利用すること
- (5) 令和4年5月25日～令和5年3月21日までの間に出発する旅行商品であること
- (6) 本事業の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国・県等の各種助成金（国・県等が他の団体等に委託して実施するものを含む。）が併給されないものであること
- (7) 募集期間は令和4年6月1日～令和4年6月30日までとし、令和4年7月4日に審査を行う。

(助成額)

第4条 助成金は送客実績に応じて助成額を算定し、助成単価等は次のとおりとする。

区分	助成単価	助成限度額
日帰り商品	1人あたり1,500円	30万円
宿泊を伴う商品 (東美濃地域内にて宿泊)	1人あたり2,000円	40万円
宿泊を伴う商品 (東美濃地域内にて2泊以上)	1人あたり2,500円	50万円
宿泊を伴う商品 (東美濃地域以外での宿泊)	1人あたり1,500円	30万円

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする対象事業者は、助成金交付申請書(様式第1号)に旅行の内容が明記された企画書又は行程表等を添えて、協議会会長(以下、「会長」という。)に対し、旅行実施の20日前までに提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、審査のうえ、助成金交付決定通知書(様式第2号)により、対象事業者へ通知するものとする。

(事業の変更)

第7条 対象事業者は、第6条の規定により助成金の交付決定を受けた事業について、内容、実施方法等の一部を変更しようとする場合は、速やかに協議会と協議し、指示を受けるものとする。

2 対象事業者は、実施内容の一部変更協議が整ったときは、助成金変更承認申請書(様式第3号)を速やかに提出し、会長は助成金変更承認通知書(様式第4号)により対象事業者に通知するものとする。

(事業の中止)

第8条 対象事業者は、助成金を活用した事業を中止する場合は、申請取下げ書(様式第5号)を会長に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 対象事業者は、事業が完了したときは、旅行商品実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、事業終了後30日以内に会長に提出するものとする。

- (1) 旅行の内容がわかる行程表などの書類
- (2) 東美濃地域内の観光施設等の押印がある施設利用証明書(様式第7号)
- (3) 東美濃地域内にて宿泊を伴う商品にあつては、宿泊施設の押印がある宿泊証明書(様式第8号)
- (4) 募集型商品にあつては、募集に際してのパフレット、インターネットホームページの写しなどの広告物(「協力:東美濃歴史街道協議会」と記載のあるもの)
- (5) 受注型商品にあつては、発注者に提出した企画書面、最終行程表(「協力:東美濃歴史街道協議会」と記載のあるもの)
- (6) 貸切バスを利用したことがわかる運送引受書(写)などの書類
- (7) 旅行出発日ごとに立ち寄り観光施設等が異なる商品にあつては、送客実績表(旅行出発日ごとに利用した観光施設等、宿泊施設及びそれらの利用人数がわかるもの)

(助成金の額の確定)

第10条 会長は、前条の規定による報告があつた場合には、必要な検査を行い、適正であると認めるときは、助成金の交付額を確定し、助成金額の確定通知書(様式第9号)により、対象事業

者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第 11 条 対象事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書（様式第 10 号）を会長に提出するものとする。

2 助成金の交付は、精算払いとする。

3 協議会は、請求書を受理したときは、30 日以内に支払うものとする。

(対象事業の表示)

第 12 条 対象事業者は、本事業の実施にあたり募集型企画旅行については、パンフレット、チラシ、及びインターネットホームページ等の広告媒体、受注型企画旅行については、発注者に提出した企画書、最終行程表において、「協力：東美濃歴史街道協議会」と表記するものとする。

(助成金の関係書類等の保存)

第 13 条 対象事業者は、助成金にかかる関係書類、帳簿等を整備し、かつ、これらの書類等を対象事業が完了した日の属する会計年度終了後 5 年間保存する。

(暴力団の排除)

第 14 条 第 5 条の規定による申請があった場合において、申請者が「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に該当するときは、会長は申請者に対して助成金を交付しないものとする。

2 会長が第 6 条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が暴排措置要綱第 3 条各号に該当することが明らかになったときは、助成金の交付を取り消すものとする。

3 前項の場合において、第 11 条の規定により既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第 15 条 会長は、事業の執行の適正を期すために必要があるときは、対象事業者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めのないものは、必要の都度、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。